

益田市農業委員会第35回総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月23日（金）午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 益田市役所3階 大会議室

3. 農業委員（出席14名）（欠席2名）

1番 又賀 保（出）	2番 大畑 美里（出）	3番 須藤 寿人（出）
4番 吉村 太（出）	5番 大庭 清（出）	6番 齋藤 浩文（欠）
7番 御神本康一（出）	8番 田中 綾（欠）	9番 佐原 晃子（出）
10番 領家 耕一（出）	11番 松本 幸夫（出）	12番 谷本 大輔（出）
13番 柳田 継男（出）	14番 豊田 志摩（出）	15番 宮川 有衣（出）
16番 西川 友史（出）		

4. 農地利用最適化推進委員（出席18名）（欠席6名）

1番 増野 六彦（出）	2番 三輪 昌義（出）	3番 澁谷 記幸（出）
4番 澤江 浩一（出）	5番 山根 健治（出）	6番 寺戸 康人（出）
7番 三浦 尚人（出）	8番 田原 勝美（欠）	9番 野村 浩三（出）
10番 寺戸豊太郎（欠）	11番 塩満 文雄（出）	12番 河野 正憲（出）
13番 青木 伸爾（欠）	14番 中村 敏幸（出）	15番 棕木 昭雄（欠）
16番 長谷川孝明（出）	17番 豊田 繁雄（出）	18番 中島秀一郎（欠）
19番 宮内 英之（出）	20番 棕木 孝光（出）	21番 岡崎 定佳（欠）
22番 渡邊 豊孝（出）	23番 河野 光好（出）	24番 三浦 和顕（出）

5. 提出議案

議第160号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第161号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第162号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第163号	令和年度事業実績及び収支決算報告について
議第164号	令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
報第141号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第142号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第143号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第144号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第145号	電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用について
報第146号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
報第147号	農地の埋立届出について

6. 議事に参加した職員

（農業委員会事務局）柳井局長、宇津局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 35 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、14 番の豊田委員、15 番の宮川委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 6 番齋藤浩文委員、8 番田中綾委員、農地利用最適化推進委員が 8 番田原勝美委員、10 番寺戸豊太郎委員、13 番青木伸爾委員、15 番椋木昭雄委員、18 番中島秀一郎委員、21 番岡崎定佳委員。 はじめに、「議第 160 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 久々茂町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、久々茂町の畑 1 筆 809 m²です。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作することが困難なため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくをお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
御神本康一委員	7 番御神本です。現地確認は 4 月 20 日に野村推進委員と確認に行っていました。申請は譲渡人が遠方に住んでおり耕作、管理ができないとのことですが、現在は譲受人が管理をされているそうです。問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
西川友史会長	本日の 3 条申請は以上 1 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 160 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 161 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 遠田町
事務局	土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 87 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地

	であることから第２種農地と判断致します。 転用目的は宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第４条第６項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	４番吉村です。４月２２日に澤江推進委員と現地確認を行いました。すでに宅地として利用されていますが、転用していなかったことがわかり、この度これを正常な状態にしたいということで申請がありました。始末書も添付されており仕方がないと判断しました。特に問題はないと思います。
西川友史会長	２番 白岩町
事務局	土地の所在は、白岩町の畑 １筆 247㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第２種農地と判断致します。 転用目的は植林で、転用許可該当条項は農地法第４条第６項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	11番松本です。４月１７日に長谷川委員と一緒に現地を確認しに行き、現地は既に植林されております。始末書も添付されていますので問題はないと思います。
西川友史会長	本日の４条申請は以上２件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第161号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第162号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	１番 多田町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、多田町の田 １筆 1,474㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第２種農地と判断致します。

西川友史会長	転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。 続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。
又賀保委員	1番又賀です。現地確認を4月17日に大畑委員と行いました。現地は〇〇の近くにあります。隣接地の同意書、土地改良区の意見書も添付されています。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長 事務局	2番 乙吉町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、乙吉町の畑 1筆 195㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長 大畑美里委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。 2番大畑です。現地確認は4月17日に又賀委員と行いました。現地は〇〇付近になります。道路に面しており、〇〇〇などの時に無料駐車場として利用したいとのことでした。適当であると判断しました。
西川友史会長 事務局	3番 中島町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑 3筆 486㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、店舗及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長 大畑美里委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。 2番大畑です。現地確認は4月17日に又賀委員と行いました。申請は美容室及び飲食店を建設するため、上下水道が完備されたところで、適当であると判断しました。
西川友史会長 事務局	4番 中吉田町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。

西川友史会長	土地の所在は、中吉田町の田 1 筆 351 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、進入路及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。 続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 4 月 17 日に大畑委員と行いました。譲受人の〇〇さんの家が譲渡人の〇〇さんの農地のすぐ側にありまして、家までの進入路と駐車場に利用したいということです。特に問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。
西川友史会長 事務局	5 番 かもしま北町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま北町の畑 1 筆 310 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長 大畑美里委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。 2 番大畑です。現地確認は 4 月 17 日に又賀委員と行いました。申請は個人住宅を建設するためで、上下水道が完備されたところで、適当であると判断しました。
西川友史会長 事務局	6 番 久々茂町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、久々茂町の畑 1 筆 259 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長 御神本康一委	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。 7 番御神本でございます。現地確認は 4 月 20 日に野村推進委員と確認に行

員	ってまいりました。現地を見に行きましたが、駐車場の状態で特に問題はないと思います。よろしくご審議いただきたいと思います。
西川友史会長	7 番 安富町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の田 1 筆 1,041 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。
領家耕一委員	10 番領家です。4 月 20 日に青木推進委員と現地確認を行いました。周辺は太陽光設備が設置されておりまして、また、隣接地の同意書、土地改良区の意見書もありまして、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
西川友史会長	8 番 神田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、神田町の田 2 筆 963 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	11 番松本です。4 月 17 日に長谷川推進委員と一緒に現地を確認したところ、隣地は太陽光が設置されています。隣地もそのようになっていますので特に問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	9 番 神田町
事務局	本件は、一時転用で使用貸借に係る許可申請です。 土地の所在は、神田町の畑 1 筆 373 m²のうち 300 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、駐車場及び資材置場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合

	の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	11 番松本です。4 月 17 日に長谷川推進委員と一緒に現地を確認しました。先ほどの太陽光発電設備工事のための駐車場と資材置場にするようです。特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	10 番 戸田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、戸田町の田 5 筆 1,002 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします。
柳田継男委員	13 番柳田です。4 月 17 日に宮内推進委員と現地確認を行いました。周囲にも太陽光があり、問題ないと思います。
西川友史会長	本日の 5 条申請は以上 10 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。
	(はい、の声)
	そう致しますと「議第 162 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 163 号 令和 7 年度事業実績及び収支決算報告について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	事務局説明
西川友史会長	そう致しますと 7 年度の事業実績及び収支決算報告がございました。何かご意見やお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。
	(はい、の声)
	そう致しますと「議第 163 号 令和 7 年度事業実績及び収支決算報告について」につきましては承認の扱いとさせていただきます。 続きまして「議第 164 号 令和 8 年度事業計画（案）及び収支予算（案）

事務局 西川友史会長 事務局	について」事務局の説明をお願いします。 事務局説明 8年度の事業計画及び予算案の提案がございました。お気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。そう致しますと「議第164号 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について」は原案とおりで承認とさせていただきます。 そう致しますと本日の議事については以上でございます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。 「報第141号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が77件、再設定が42件、貸借権移転が2件の合計121件、431,819㎡です。 「報第142号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、11件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は2件です。 「報第143号 農地法第18条第6項の規程による通知書の確認について」届出件数は、3件です。解約理由は1番～2番は賃貸借から使用貸借に変更するため、3番は高齢により耕作が困難なため、それぞれ合意解約が成されたものです。 「報第144号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は3件です。解約理由は、解約理由は1番～2番は新たな担い手に農地を集約するため、3番は所有権移転のため、それぞれ合意解約が成されたものです。 「報第145号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用について」届出件数は2件です。1番は安富町の田1筆 0.094㎡で、送電用の電柱を建設するため。2番は長沢町の田2筆 2730㎡で、送電用線撤去工事のための一時転用です。事業施工者はいずれも中国電力ネットワーク株式会社です。 「報第146号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は、大谷町の5筆 1,808㎡、大草町の122筆 51,355.52㎡、山折町の176筆 91,857.41㎡、乙子町の197筆 103,555.25㎡、赤雁町の64筆 22,772.32㎡、合計 564筆 271,348.50㎡でございます。 今回の非農地判断を行った農地は、豊川地区及び北仙道地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者91名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。 対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。 「報第147号 農地の埋立届出について」届出件数は、1件です。 申請地は美都町仙道の1筆 462平方メートルです。埋立後は畑として利用されます。
-------------------------------------	---

西川友史会長	報告は以上でございます。 ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは無いようですので第 34 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。 会 長 14 番 15 番
--------	--

--	--